



1 総 則

目 的	この計画は「水防法」第15条の3第1項または「土砂災害防止の推進に関する法律」第8条の2第1項に基づき、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な非難の確保を図る事を目的とする。				
適用範囲	この計画は生活介護翼、放課後等デイサービスに勤務または施設を利用する全てのものに適用する。				
施設名	自立支援生活の場 翼、児童発達支援・放課後等デイサービス 翔	住 所	大東市諸福2丁目1-4		
災害リスク	寝屋川河川の氾濫	避難のタイミング	大東市からの非難に関する情報	情報収集手段	小学校の体育館など
避難先(施設名)	大東市立 諸福小学校 体育館	住 所	大東市諸福1-2-2	連絡先	072-803-7429
避難経路	別紙参照	避難の方法(手段)	別紙		090-6553-1829

2 防災体制

項 目	体制確立のための判断時期	活 動 内 容	人員数
注 意 体 制	大雨注意報または洪水注意報の発表 寝屋川(住道地点)における反乱注意報情報の発表	{防災・気象情報の収集} ジオやインターネットでの気象情報等の収集 府のホームページを通じて寝屋川の水位の確認 携して避難情報の収集	ラ 大阪 市と連 ○情報収集班(2名) ○連絡班(2名)
		{避難行動を行うための準備}(確認) 避難資機材・携行品の準備、○避難誘導の為の要員確保、○保護者等への連絡、○避難経路の安全確認、○避難先への連絡	○ ○資材準備班(2名) ○情報収集班(2名) ○連絡班(2名)
警 戒 体 制	大雨警報または洪水警報の発表 屋川(住道地点)における反乱注意報情報の発表	{危険な場所から要配慮者は避難}	○ ○資材準備班(2名) ○情報収集班(2名) ○連絡班(2名) ○避難誘導班(3名)
		避難を完了し危険が過ぎるまで避難施設で待機、○状況により、携行した備蓄物資を配布	○ ○情報収集班(2名) ○連絡班(2名) ○避難誘導班(3名)
非 常 体 制	避難指示の発令 屋川(住道地点)における反乱危険情報の発表	{命が危険、直ちに安全を確保} 浸水：避難中もしくは逃げ遅れた場合、想定水深以上の階(2階)への移動を完了する。	○ ○情報収集班(2名) ○連絡班(2名) ○避難誘導班(3名)
	寝屋川(住道地点)における反乱発生情報の発表 急安全確保の発令		

3 情報の収集

情 報	収集方法	伝 達
気象情報	○ラジオ(NHK第一放送) ○大阪管区気象台(ホームページ等) 緊急速報メール等	各気象及び防災情報 についてはスタッフ を集合させて口頭による伝達
洪水予報・ 水位到達情報	○国土交通省(川の防災情報) ○大阪府河川防災情報(水位情報)	
避難情報	○大阪防災ネット ○緊急速報メール ○大東市防災行政無線 ○大東市ホームページ ○大東市Facebookまたはインスタグラム	

4 資機材・備蓄

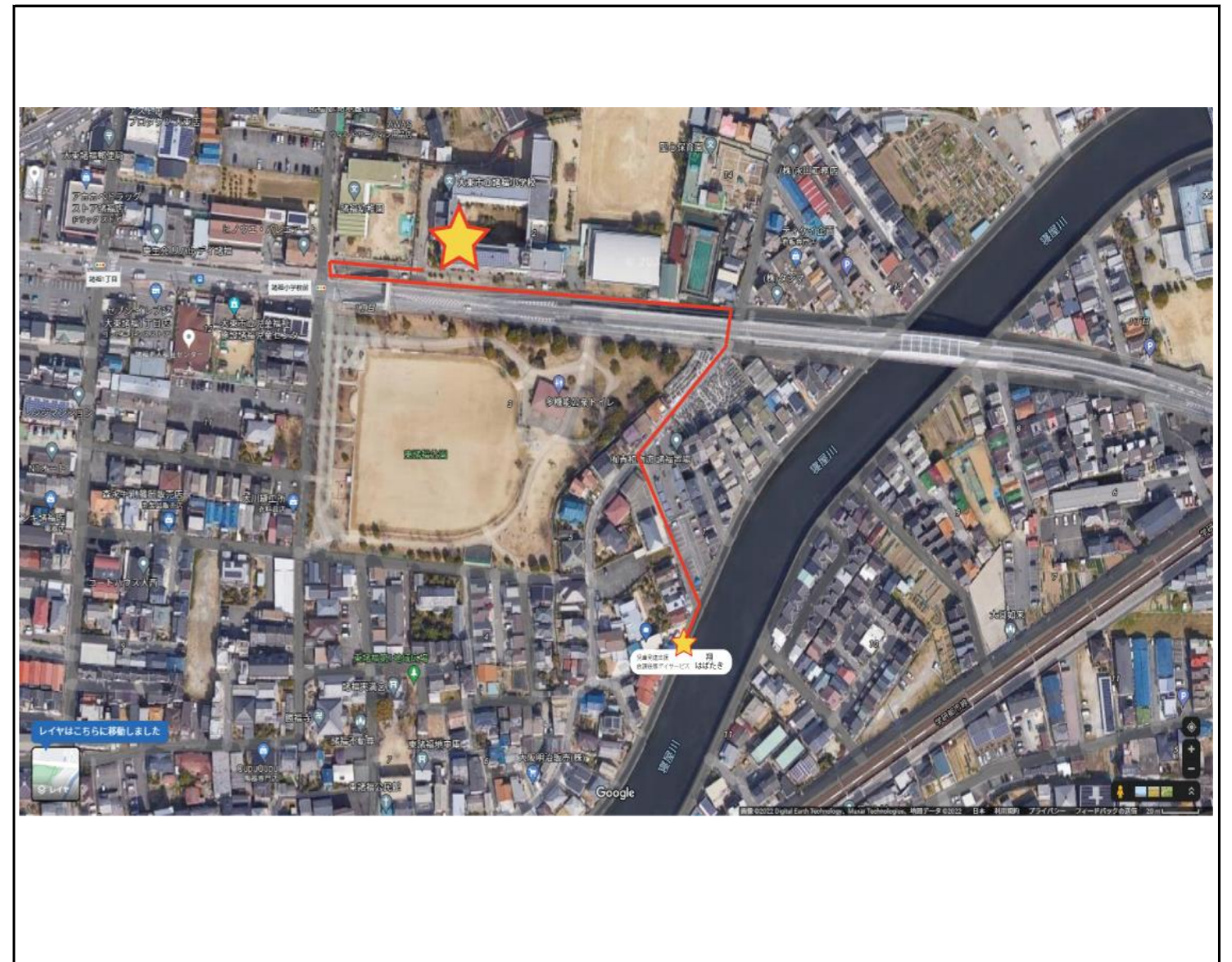
区 分		品 名			
資器材	情報収集	ラジオ、PC(インターネット)、携帯電話、FAX、懐中電灯、電池、携帯電話用予備バッテリー(充電式と電池式)、			
	避難誘導	名簿、避難経路図、案内旗、タブレット、携帯電話、ピブス(利用者用)、懐中電灯、携帯用拡声器、メガホン、緊急用ホイッスル			
	浸水を防ぐ資材	土のう、止水版、コードリール、ロープ、スコップ、キャリーワゴン、バケツ			
備蓄品	品名区分	基 準	人員数	携行数	その他の品名
	水	3ℓ/1日	8	24ℓ	マスク、消毒液、手指アルコール、
	毛 布	1枚	5	5枚	タオル、ゴミ袋、携帯用トイレ、各
	食 料	3食	5	15食	紙おむつ、紙コップ、医療用吸引器



5 避難誘導要領

避難先	距離	手段	誘導要領
指定避難所の大東市立諸福小学校へ避難	500m	徒歩	<p>○避難のタイミング 大東市から【高齢者等避難開始】が発令された時</p> <p>○避難開始について 避難経路図を基本とし当時の状況に応じて修正する。</p> <p>○避難誘導時の留意事項 避難方向や浸水の状況を知らせ混乱の防止に留意する</p> <p>○避難誘導要員の留意事項 誘導要員はユニホームがピンクとブルーが目立つので必ずユニホームを着用し利用者にはビブスを着用し識別を容易にして、携帯用拡声器、懐中電灯、ロープ等の必要資器材を携行し避難誘導にあたる。緑側の窓も出入口として使用し何か所かの出入口、または安全な場所に誘導する。車椅子等の重度障がい児者の避難については関係機関等の協力を求め迅速に避難させる。避難誘導時には先頭、中間、最後尾に誘導員を配置するとともに最後尾を全人員の避難が完了後退避する。ガスの元栓、ブレーカーを閉鎖する。慌てず落ち着いて行動する様に、避難誘導員自らパニック状態に巻き込まれないようにする。</p>
施設内で安全確保をする場合			<p>○寝屋川（住道地点）における氾濫発生情報及び市からの緊急安全確保が発令された場合、直ちに施設の2階に移動避難し安全を確保する</p>

6 避難経路



7 訓練・教育

月	日	項目	備考【対象者】
2	9	情報伝達訓練	全職員対応
2	10	避難誘導訓練	全職員対応

- 職場周辺の地域が行う災害訓練には積極的に参加し、発災時には救助・消火活動等に協力します。
- 地域に提供するため、上記の1割増しの備蓄に努めます。

※避難確保計画「これだけは！」シートは、次回 5 年 2 月に見直します。